

令和7年11月5日
四国運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月5日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（3営業所）

支局	郵便局	行政処分
高知	大 月	1 両 × 6 0 日
高知	三 原	1 両 × 3 0 日
高知	大 方	1 両 × 4 5 日
		1 両 × 4 6 日

3. 処 分 日

令和7年11月5日（水）

【問い合わせ先】

四国運輸局自動車交通部自動車監査官 竹藪、福家

TEL：087-802-6774